

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う全ての工事の入札の 工事費内訳書への労務費の明示及び労務費のダンピング調査の取扱いについて

1. 工事費内訳書の様式変更について

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札を行う全ての工事の入札から、労務費等の項目を追加した工事費内訳書（別紙 1）の提出を求める。

◎追加項目

- ・直接工事費のうち材料費
- ・直接工事費のうち労務費
- ・現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む））
- ・現場管理費のうち建退共制度の掛金（建設業退職金共済制度の掛金）
- ・工事原価のうち安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

工事費内訳書（別紙 1） ※添付

2 労務費ダンピング調査について

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告を行う入札に対して実施し、その対象工事は当面の間、以下に限定する。

◎実施対象

対象金額 : 請負対象金額 5,000 万円以上
入札方法 : 一般競争入札
工事種別 : 土木一式工事・建築一式工事

◎公告記載例

労務費ダンピング調査の実施対象工事は、公告に次の事項を記載することとする。

公告（個別事項）その他事項

【本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定の水準を下回った場合、開札後速やかに労務費又はその理由の確認を行う。理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。】

◎調査方法

契約担当者は、該当工事について直接工事費等の確認・調査をし、一定水準を下回る場合は落札候補者に理由書の提出等を求めることとする。

◎取り扱い

取り扱いについては別添「7 高土政第 1248 号 工事費内訳書の提出及び労務費ダンピング調査の取扱いについて（通知）」に準ずることとする。

ただし、実施対象については、「2 労務費ダンピング調査について」のとおりとする。

- ・ 7 高土政第 1248 号 工事費内訳書の提出及び労務費ダンピング調査の取扱いについて（通知） ※添付
- ・ 労務費等報告書 様式 ※添付

(別紙1)
様式第3号 (第6条の2関係)

年 月 日

いの町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

工 事 費 内 訳 書

工 事 番 号	
工 事 名	

工 種 等	金 額 (円)
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費等	
工事価格 ※入札金額と一致すること	

直接工事費のうち材料費	
直接工事費のうち労務費	
現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額	
現場管理費のうち建退共制度の掛金	
工事原価のうち安全衛生経費	

備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札金額と一致すること。
3 工種等は、設計書に掲げる各工種に対応するものとし、その金額を表示すること。
4 法定福利費とは、工事価格のうち現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定事業主負担額。

『工事費内訳書の提出』及び『労務費ダンピング調査』について

第1 『工事費内訳書の提出』について

令和7年12月12日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）に伴い、高知県が発注する建設工事における「工事費内訳書の提出」について、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 工事費内訳書の様式の変更について

令和8年3月1日以降の公告及び指名通知から以下の項目を追加した工事費内訳書の県様式（Excel）の提供を開始する。（別紙1のとおり）

（1）追加項目（以下、「労務費等」という。）

- ・ 直接工事費のうち材料費
- ・ 直接工事費のうち労務費
- ・ 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む））
- ・ 現場管理費のうち建退共制度の掛金（建設業退職金共済制度の掛金）
- ・ 工事原価のうち安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

2. 対象工事

労務費等を追加した工事費内訳書の提出は、令和8年3月1日以降に公告及び指名通知を行う全工事を対象とする。

労務費等の提出は、入契法第12条の趣旨を踏まえたものであるため、令和8年3月1日以前の公告において、労務費等が追加された工事費内訳書が添付されている場合も、労務費等の提出にご協力をお願いします。その場合の労務費等に不備があった際の取扱いについては、「4. 工事費内訳書の労務費等の記載不備について」のとおりです。

3. 工事費内訳書の労務費等の記載について

（1）材料費、労務費について

以下の項目を必須とする。

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種 ・ 単位施工単価の工種

- ・ 労務費について、必須項目以外の工種に掛かる労務費は計上しなくてよい。
- ・ 市場単価方式や標準単価方式など必須項目の工種がない設計書等により、すべてを計上できない場合は、工事費内訳書の労務費等の該当項目欄に「算出不能」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載してください。

(2) 法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費について

- ・ 国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にしてください。
- ・ 工事費内訳書に明示された法定福利費は、「法定福利費を明示した工事費内訳書について」（令和5年3月15日付け4高土政第1436号土木部長通知）のとおり、契約担当者は、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「法定福利費概算額」という。）と比較し、適切に計上されていることを確認する。

$$\text{「法定福利費概算額」} = \text{予定価格} \times \text{法定福利費の割合}$$

4. 工事費内訳書の労務費等の記載不備について

労務費等の提出は、入契法第12条の趣旨を踏まえたものですが、入札段階で記載漏れ等があった場合の契約上の取扱いに法令上の規定はないため、工事費内訳書の労務費等の不備については、暫定的に無効としないこととする。

ただし、工事費内訳書に労務費等の金額が計上されていない、又は様式間違い等により労務費等の事項欄がない、労務費等が内数になっていないなど不備があった場合、落札者や落札候補者に対して、別途、入札実施機関より様式1の提出を求めることとする。

なお、労務費等以外に不備があった場合（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や入札金額と一致しないなど）は、これまでどおり工事費内訳書を無効とする。

第2 『労務費ダンピング調査』について

高知県が発注する建設工事における労務費ダンピング調査については、ガイドラインに基づき、当面の間、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 開始時期及び実施対象工事

労務費ダンピング調査は令和8年4月1日以降に公告を行う入札に対して実施し、その対象工事は当面の間、以下に限定する。

＜実施対象＞

- 対象金額 ： 請負対象金額 5,000 万円以上
- 入札方法 ： 一般競争入札
- 落札方式 ： 価格競争方式

2. 公告記載例

労務費ダンピング調査の実施対象工事は、公告に次の事項を記載すること。

公告（個別事項）その他事項

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定の水準を下回った場合、開札後速やかに労務費又はその理由の確認を行う。

理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

3. 調査方法

【STEP 1】 直接工事費の確認

- ・落札候補者の工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準以上であるか確認を行う。

(土木工事) 一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.97

(建築工事) 一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.90 × 0.97

※一定水準以上の場合は、「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 2】 労務費の確認

- ・一定水準を下回る場合、落札候補者の工事費内訳書に記入された労務費が設計金額の労務費以上であるか確認を行う。
- ・落札候補者の労務費が端数処理（千円未満切り捨て）の範囲に収まる場合は、理由の確認を省略する。

例) 当該工事の労務費（積算額）は 1,575,330 円、A社の工事費内訳書に記載された労務費は 1,575,000 円であり、「端数処理の範囲に収まる」と判断する。

※設計金額の労務費以上（端数処理の範囲を含む）場合は、「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 3】 理由の確認

- ・直接工事費が「一定水準」を下回る理由について、入札実施機関は、様式2により、落札候補者の決定通知に合わせて理由の確認を求める。
- ・落札候補者は挙証資料の提出時に様式3により当該労務費で入札した理由を提出する。

※理由の確認に対して合理的な回答が得られた場合は「労務費ダンピング調査」の終了。

【STEP 4】 建設Gメンへ通報

- ・理由の確認に対して合理的な回答が得られない場合は、落札候補者に対して様式4にて注意喚起・警告をメール送信する。
- ・合理的な回答がない場合、入札実施機関は土木政策課契約担当へ様式5により報告する。
- ・土木政策課契約担当は、とりまとめ後「入札契約適正化相談窓口」を経由して建設Gメンに該当事案の通報を行う。

⇒ 「労務費ダンピング調査」の終了。

4. 設計金額の労務費の算出方法

設計金額の労務費については、以下の工種を対象に算出する。

(1) 土木工事

積上げ積算方式の工種、施工パッケージ型積算方式の工種、

※ただし、積上げ方式の工種のうち諸雑费率分、及び、施工パッケージ型積算方式の工種における代表機労材規格に含まれない構成率分は算出の対象としない。

(2) 建築工事

公共建築工事標準単価積算基準に定める単位施工単価の工種

5. 理由の確認における合理的な回答の判断事例

(1) 合理的な回答（例）

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。等

(2) 合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。等

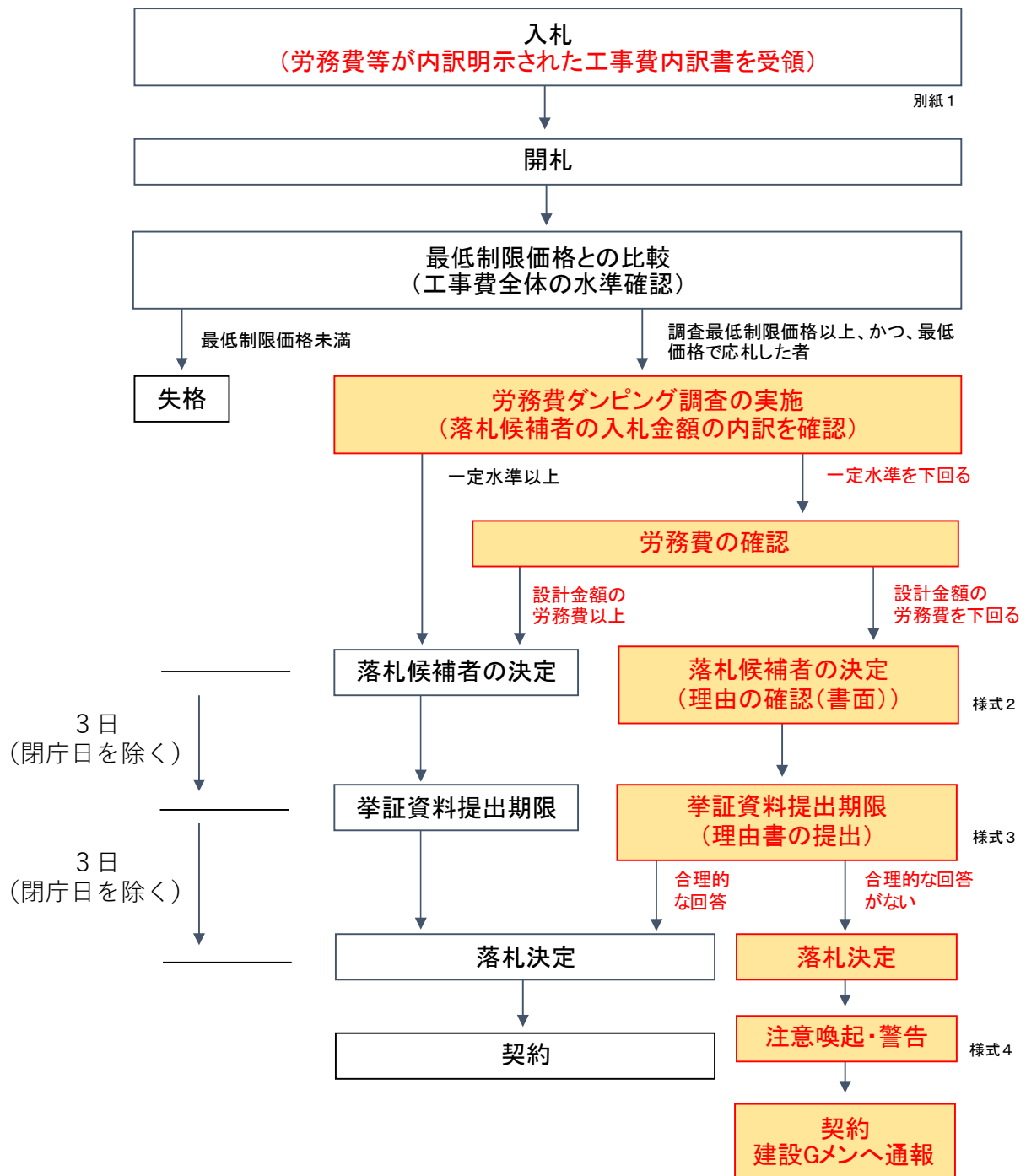
6. 合理的な回答が得られなかった場合の対応

「労務費ダンピング調査」は、その結果により契約を妨げるものではないため、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはなく、入札参加資格など当該入札の落札条件に合致した場合は落札決定を行う。

ただし、合理的な回答が確認できなかった場合は、建設Gメンへ通報を行い、建設Gメンから受注者に対する調査が行われる場合がある。

なお、理由の確認にあたり、書面が提出されない場合や、理由の回答がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

【労務費ダンピング調査フロー図】



別 紙 1
第 2 号様式（第 6 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

工事費内訳書

工 事 番 号	〇〇第 号
工 事 名	〇〇道路改良工事

工 種 等	見 積 金 額（円）
-------	------------

【留意事項】※内訳書として使用する際には、この枠内の記載及び枠は削除する。

◎直接工事費については、設計書等に基づき、内訳項目の記載が必要な工種・種別・細別等の区分までの内訳を記載すること（下記備考を参照）。

◎建築工事にあつては、入札参加希望者に貸し出す設計図書データに含まれる「数量入設計書（参考資料）」に掲げる工事内訳、直接工事費種目別内訳及び直接工事費科目別内訳に対応すること。

内訳項目及び金額について、数量入設計書（参考資料）のファイルを複写の上加工し、本内訳書に「内訳は別紙のとおり」と記載したうえで別紙の内訳として提出しても差し支えない。なお、種目別、科目別の項目ごとに記載されるページが異なる場合があるので、必要な項目の抜けなどがないよう留意すること。

◎提出された工事費内訳書について、必要な工種・種別・細別等までの記載がない等の不備がある場合や、合計金額の誤り等で当該入札案件のものと特定できない場合には、無効となります。

直接工事費 計																				
共通仮設費 計																				
現場管理費 計																				
一般管理費等 計																				
合 計 ※入札金額と一致すること																				

直接工事費のうち材料費																				
直接工事費のうち労務費																				
現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額																				
現場管理費のうち建退共制度の掛金																				
工事原価のうち安全衛生経費																				

備考 1 工種等には、土木工事標準積算基準（建築工事の場合は公共建築工事内訳書標準書式に示される種目別内訳・科目別内訳）及び公表された設計書等に基づき「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」等と、以下の区分による工種・種別・細別（建築工事にあつては、種目・科目）の内訳を記載すること。

入札金額	建築工事以外	建築工事
2,500 万円以上	工種・種別・細別	種目・科目
500 万円以上 2,500 万円未満	工種・種別	種目・科目
500 万円未満	工種	種目

2 見積金額はすべて税抜金額とし、合計は入札書記載金額と一致すること。

様式 1

労務費等報告書

工事番号	
工 事 名	
事業者名	

令和 年 月 日付けで提出した工事費内訳書について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第 12 条の規定により、労務費を以下のとおり提出します。

上記工事の工事費内訳書について

直接工事費のうち、材料費は 円です。

直接工事費のうち、労務費は 円です。

現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額は 円です。

現場管理費のうち、建退共制度の掛金は 円です。

工事原価のうち、安全衛生経費は 円です。

※労務費については、積上げ積算方式、施工パッケージ型積算方式、単位施工単価の工種に掛かる労務費を計上してください。
それ以外の工種に掛かる労務費は計上しなくてかまいません。。

企業名

役 職

氏 名

様式2

令和 年 月 日

(落札候補者)

様

高 知 県 知 事

落札候補者の通知及び追加書類の提出依頼について

下記の工事について、令和 年 月 日に電子入札システムにより開札を行った結果、あなたが落札候補者となりましたのでお知らせします。

つきましては、入札公告において記載されています追加書類を令和 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、労務費ダンピング調査により、工事費内訳書に記入された直接工事費が「一定水準」を下回っていますので、その理由について別添様式3を併せて提出していただきますようお願いいたします。

記

工事番号

工事名

様式3

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

理 由 書

下記工事について、当該労務費で入札した理由は以下のとおりです。

工事番号	
工 事 名	
理 由	

様式 4

令和 年 月 日

(落札候補者)

様

高 知 県 知 事

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

工事番号 :

工 事 名 :

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

労務費ダンピング調査の結果報告一覧表(合理的な回答が得られなかった場合)

様式5

No	通報者			入札情報				労務費ダンピング調査の結果報告				
	入札実施機関	担当者	連絡先	工事番号	工事名	入札日	応札率	業者名	所在地	代表者名	建設業 許可番号	理由の確認の結果
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方: (土木工事)一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.97
 (建築工事)一定水準 = 当該工事の設計金額に対する直接工事費 × 0.90 × 0.97

労務費等報告書

工事番号	
工 事 名	
事業者名	

令和 年 月 日付けで提出した工事費内訳書について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第 12 条の規定により、労務費を以下のとおり提出します。

上記工事の工事費内訳書について

直接工事費のうち、材料費は 円です。

直接工事費のうち、労務費は 円です。

現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額は 円です。

現場管理費のうち、建退共制度の掛金は 円です。

工事原価のうち、安全衛生経費は 円です。

※労務費については、積上げ積算方式、施工パッケージ型積算方式、単位施工単価の工種に掛かる労務費を計上してください。
それ以外の工種に掛かる労務費は計上しなくてかまいません。。

企業名
役 職
氏 名

令和 年 月 日

(落札候補者)

様

いの町長

落札候補者の通知及び追加書類の提出依頼について

下記の工事について、令和 年 月 日に電子入札システムにより開札を行った結果、あなたが落札候補者となりましたのでお知らせします。

つきましては、入札公告において記載されています追加書類を令和 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、労務費ダンピング調査により、工事費内訳書に記入された直接工事費が「一定水準」を下回っていますので、その理由について別添様式3を併せて提出していただきますようお願いいたします。

記

工事番号

工事名

様式3

令和 年 月 日

いの町長 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

理 由 書

下記工事について、当該労務費で入札した理由は以下のとおりです。

工事番号	
工 事 名	
理 由	

(落札候補者)

様

いの町長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

工事番号 :

工 事 名 :

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上